

守口市立梶小学校 P T A 規約

(昭和 46 年 4 月 1 日 施行)

第一章 名 称

第 一 条 この会は、守口市立梶小学校 P T A（以下、「P T A」と称す。）といい、事務所を梶小学校内におきます。

第二章 目的及び活動

第 二 条 この会は、次の目的を達成するために活動します。

- 一、会員が互いに協力して、児童の健全な発達をはかることを目的とします。
- 二、児童の教育的環境を良くします。
- 三、会員の研修を盛んにします。
- 四、P T A の入会および退会は任意です。

第三章 方 針

第 三 条 この会は次の方針に従って活動します。

- 一、児童の教育ならびに福祉のために、活動する他の団体及び機関と協力します。
- 二、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為はしません。
- 三、学校の管理や人事には干渉しません。
- 四、個人情報 は 会員の同意に基づき適切に取り扱います。(別紙「個人情報の取り扱い方針について」参照。)
- 五、登校班編成及びその他 P T A 活動等において取り扱う個人情報は、執行について学校及び本校 P T A が必要と認める。(※守口市個人情報保護条例第 10 条に基づく。)

第四章 会 員

第 四 条 この会の会員は本校に在籍する児童の両親または、保護者と本校に勤務する校長及び教職員とします。

第 五 条 会員はすべて平等の権利と義務を有します。

第 六 条 会員はすべて会費を納入するものとします。

第五章 会 計

第 七 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてます。

第 八 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければなりません。

第 九 条 この会の会費は、児童一名について年額 2,000 円（前期・後期 1,000 円ずつ）とします。

第 十 条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

第 十 一 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第六章 役 員

第 十 二 条 この会の役員は次の通りとします。

会長一名・副会長一～二名・書記一～二名・書記補一名・会計一～二名・会計補一名

第 十 三 条 役員の任期は、一年とします。ただし同じ役員に再任を妨げません。

第 十 四 条 役員は、立候補者又は指名委員会の推薦により選出されます。

第七章 役員の任務

第 十 五 条 会長は次の職務を行います。

- 一、この会の代表者で会務を統轄します。
- 二、他の役員及び校長の意見を聞いて、各種委員会の委員及び正副委員を委嘱します。
- 三、総会及び運営委員会を召集します。

第 十 六 条 副会長は、会長を補佐し、連絡、会の司会、その他の庶務を行い、会長に事故ある時はその職務を代行します。

第 十 七 条 書記は、議事並びに重要事項を記録し議事録を作成、及び種々の行事計画の記録作成を行います。

第 十 八 条 会計及び会計補は総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理します。又総会において会計決算報告をします。